＜資料４＞

小川町地域公共交通活性化協議会会議運営規程新旧対照表

改正後	現行
（傍聴者の定員） 第７条　傍聴人の定員は、会議の都度、会議室の大きさ等によりあらかじめ決定する。ただし、会長が特別の事情があると認めるときは、会長は別に定員を定めることができる。	（傍聴者の定員） 第７条　傍聴人の定員は、１０人とする。
（傍聴の手続き） 第８条（略） ２（略） ３　傍聴希望者が定員を超える場合は、先着順により傍聴者を決定する。	（傍聴の手続き） 第８条（略） ２（略） ３　傍聴希望者が１０人を超える場合は、先着順により傍聴者を決定する。